

第5章 基本方針及び重点施策

重点目標の達成に向けて、次の4つの基本方針をもとに、9つの重点施策の分野ごとに取組を進めていくことで、アルコール健康障害対策を総合的に推進します。

<施策体系>

発生予防（1次予防）

基本方針1：正しい知識の普及啓発及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

- 重点施策①：教育の振興、普及啓発等
- 重点施策②：不適切な飲酒の誘引の防止

進行予防（2次予防）

基本方針2：だれもが相談できる場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり

基本方針3：医療における質の向上と連携の促進

- 重点施策③：健康診断及び保健指導
- 重点施策④：アルコール健康障害に関する医療の充実
- 重点施策⑤：アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- 重点施策⑥：相談支援等

再発予防（3次予防）

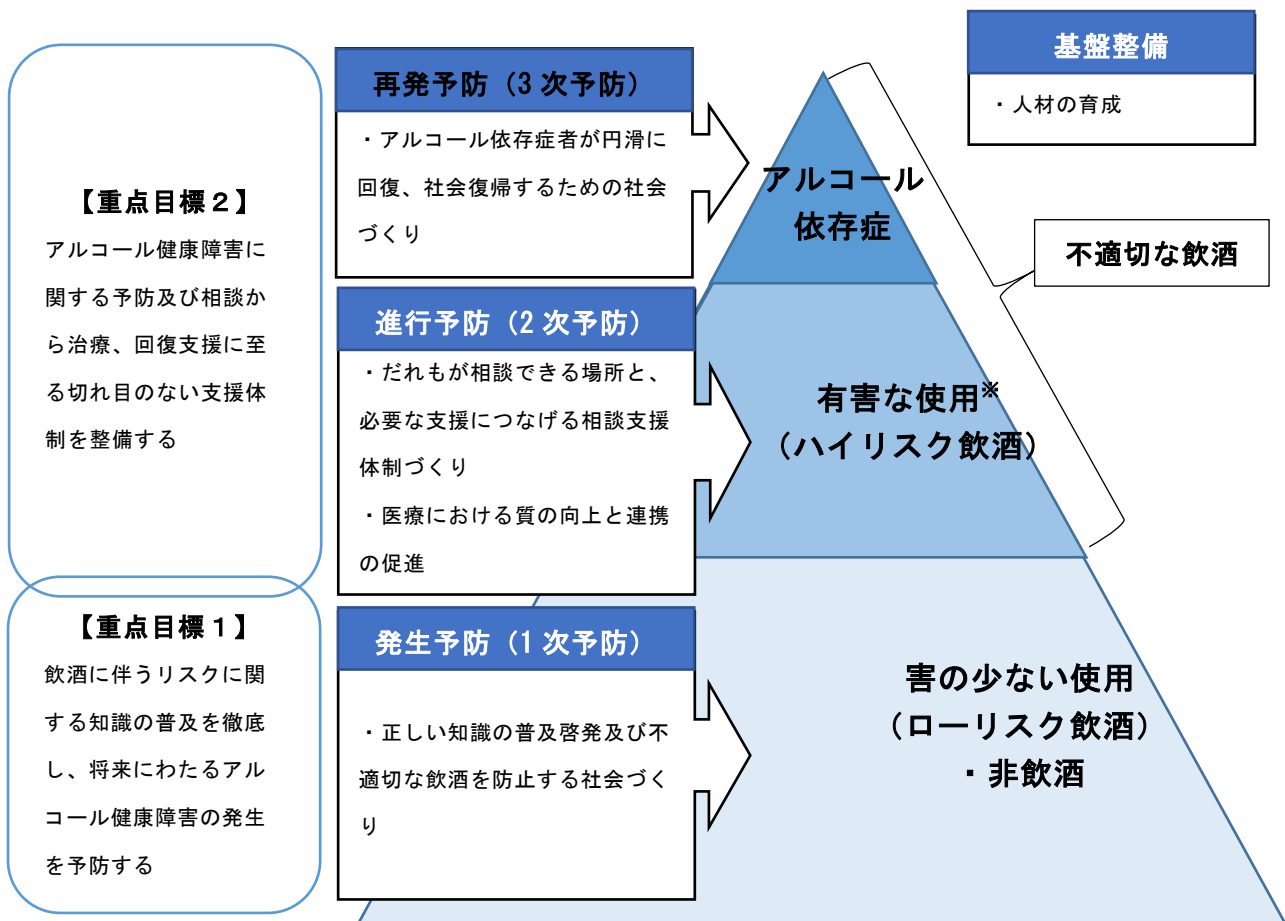
基本方針4：アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

- 重点施策⑦：社会復帰の支援
- 重点施策⑧：民間団体の活動に対する支援

基盤整備

重点施策⑨：人材の育成（①～⑧の内容を再掲）

<参考> 施策体系図



※アルコールの有害な使用（ICD-10 F10.1）…

アルコール依存症まで至っていないが、飲酒により精神的又は身体的健康が失われている状況。

参考：依存症対策全国センターHP「アルコール健康障害対策基本法について」

1 教育の振興、普及啓発等

<現状と課題>

(未成年や若い世代)

- 未成年者の飲酒は、肝臓病や脳の病気など様々な病気を起こしやすくなることや、アルコール依存症のリスクの高まりなど、心身の発育への影響が指摘されており、未成年者飲酒禁止法で禁止されています。
- 本県の未成年者の飲酒の割合は減少傾向にあり、平成28年度の調査では週1～2日以上飲酒する未成年者の割合は0%となっています。しかし、月1～3日以上飲酒する未成年者の割合は1.3%となっており、引き続き未成年者の飲酒の防止に取り組んでいく必要があります。
- 大学生等の飲酒を開始する年齢である若年者は、飲酒量の限界がわからないこと等から、急性アルコール中毒のリスクが高いとの指摘があります。

(妊産婦)

- 妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群（アルコールの影響で胎児に脳の発達障害等が起こる疾患）や発育障害を引き起こすことが指摘されており、妊娠中は飲酒をしないことが求められます。また、出産後も母乳を介して、乳児に移行することから、授乳中は飲酒を控えることが望ましいとされています。
- 本県の妊婦の飲酒率は横ばいの状況にあり、ゼロになっておらず、平成29年度の調査では2.7%となっています。

(県民一般)

- 本県の生活習慣病のリスクを高める飲酒する者の割合は、男性・女性ともに全国平均を下回っていますが、生活習慣病のリスクを高める飲酒量を理解し、多量飲酒としないことについて、引き続き普及啓発に努めていく必要があります。
- 近年、臨床の場において、女性のアルコール依存症が増加しているとの報告がなされています。女性は、男性よりも少ない飲酒量で、アルコール依存症を発症する傾向があることが指摘されています。

- 平成28年度に内閣府において実施された「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」では、「アルコール依存症に対するイメージ」として、北陸地域では、「本人の意志が弱いだけであり、性格的な問題である」と回答した者は37.5%との結果があり、アルコール依存症についての誤解があります。

※北陸地域…新潟県、富山県、石川県、福井県

＜取組の方向性＞

多量飲酒は、がん、脳卒中、高血圧症、脂質異常症等多くの生活習慣病の危険因子であること等、飲酒に伴うリスクに関する正しい知識や、節度ある適度な飲酒量について普及を図ります。

また、アルコール依存症は、治療により回復する病気であるという認識の普及を図ります。

＜具体的取組＞

（未成年や若者世代）

- 児童・生徒に対し、保健教育や薬物乱用防止教室等を通して、アルコールが心身に及ぼす影響等についての正しい知識を学ぶことで、「未成年の段階では飲酒しない」という判断力と態度の育成に努めます。
- 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員を対象とした健康・安全に関する講習会等を通じて、アルコールによる心身の発育への影響や指導方法等について周知します。
- 「アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）」、「未成年者飲酒防止強調月間（4月）」などの機会を通じて、児童・生徒やその保護者に対し、飲酒の危険性や心身の影響に関する啓発を行います。
- 大学生等へ未成年者の飲酒防止及びアルコールが心身に及ぼす影響等について、あらゆる機会をとらえて周知が図られるよう働きかけを行います。

（妊産婦）

- 妊娠中の飲酒による妊婦自身や胎児への影響などについて、市町や医療機関と連携し、正しい知識の啓発を図ります。

（県民一般）

- アルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日から16日）の機会を通じ、飲酒に伴うリスクやアルコール関連問題について、正しい知識の普及を図ります。

- 市町や石川産業保健総合支援センター等と連携し、働く世代の多量飲酒を防ぐため、地域や職場に対し、適正飲酒のための正しい知識の普及啓発を図ります。
- 道路交通法で定められている安全運転管理者講習や職場における交通安全講習等において、飲酒が運転等に与える影響について理解を深める交通安全教育を推進します。
- アルコール依存症について理解を深め、正しい知識を身に付けられるよう以下の2点に重点をおいて啓発を行います。
 - ・アルコール依存症は、飲酒を続けていけば誰もがかかりうる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患の一つであること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復し得ること。
 - ・アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気づくことができるよう、アルコール依存症の初期症状・適切な対応等についての情報を発信すること。
- こころの健康センターや保健福祉センター等において、アルコール依存症者の家族がアルコール依存症についての正しい知識や当事者への上手な関わり方を学ぶことができる家族教室等を開催します。

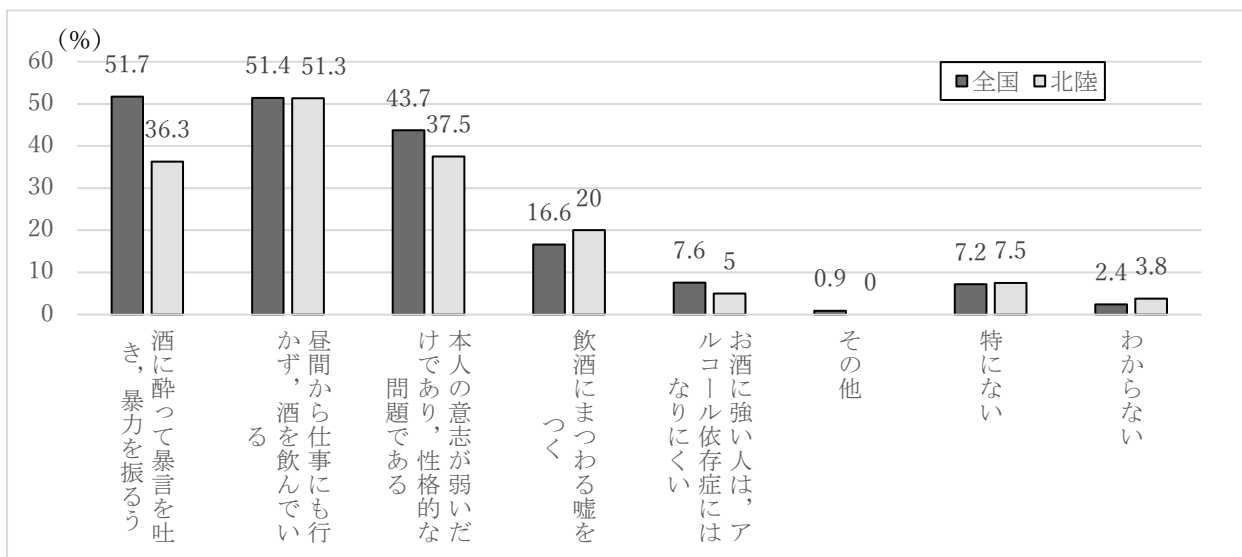
【内閣府のアルコール依存症に対する意識に関する世論調査の概要】

国は、平成28年7～8月に、全国18歳以上の者3000人を対象に「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」を実施しました。

○意識調査の主な結果

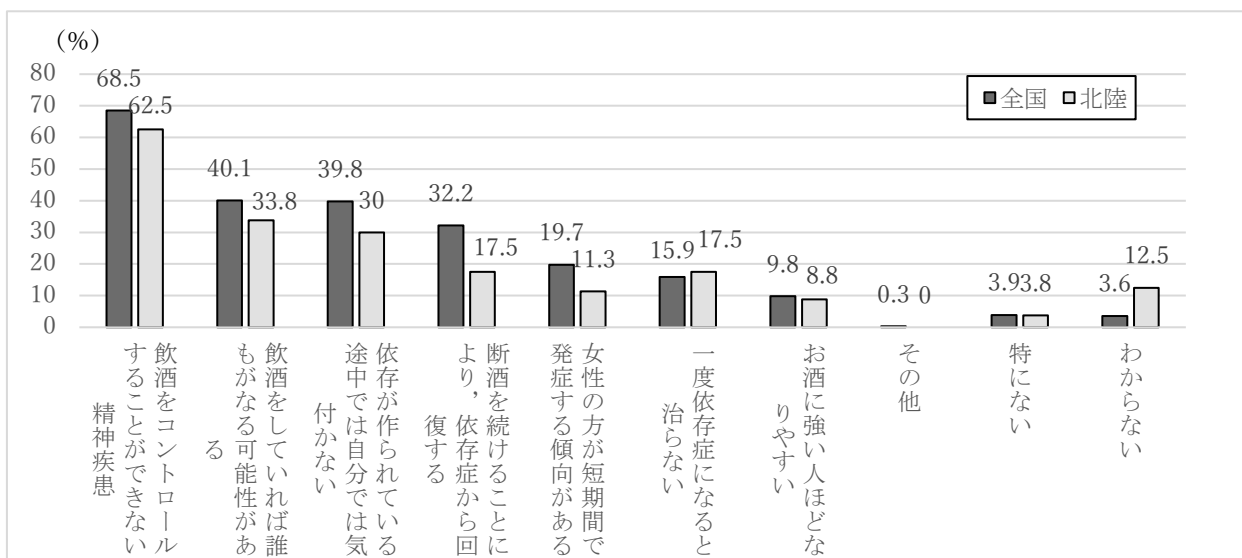
・「アルコール依存症やアルコール依存症者に対するイメージ」

(当てはまると思うものについて回答【複数回答】)

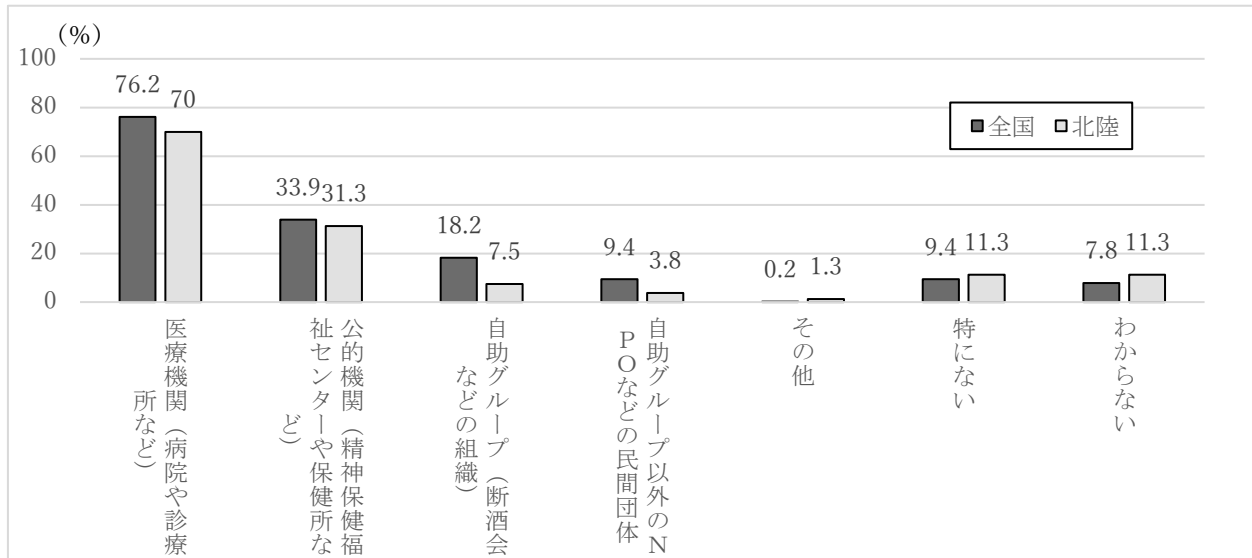


・「アルコール依存症について知っているもの」

(当てはまると思うものについて回答【複数回答】)



・本人や家族にアルコール依存症が疑われる場合に、相談できる場所
 (知っているものについて回答【複数回答】)



出典：内閣府政府広報室「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査(2016)」

2 不適切な飲酒の誘引の防止

<現状と課題>

- アルコール健康障害の発生を防止するためには、不適切な飲酒を誘引しない社会を形成していくことが必要であり、これまでも、未成年者への酒類販売・供与・提供の禁止の周知や、違反者に対する指導・取締りが行われてきました。
- 酒類業界においては、商品の広告や表示に関する自主基準を策定する等の取組が進められています。
- 平成29年6月に「酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、酒類に関する公正な取引の基準の法制化・未成年の飲酒防止・アルコール健康障害の防止等の観点から、酒類販売管理者^{*}に酒類販売管理研修の受講が義務づけられました。
※酒類小売業者は、酒類の販売場ごとに酒類販売管理者を選任する必要がある。
(根拠法：酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律)

<取組みの方向性>

酒類関係事業者等と連携し、不適切な飲酒の誘引を防止するよう取組を進めます。

<具体的取組>

- 未成年者の飲酒行為について、街頭補導を強化し、必要な注意・助言等を行います。
- 風俗営業店等に対し、未成年者への酒類提供の禁止について周知を図ります。
- 酒類提供飲食店に対し、石川県版ハンドルキーパー運動の広報周知や、新たな運動推進店の募集を行い、飲酒運転の防止を図ります。
- アルコール依存症について理解を深め、正しい知識を身に付けられるよう以下の2点に重点をおいて啓発を行います（再掲）。
 - ・アルコール依存症は、飲酒を続けていれば誰もがかかりうる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患の一つであること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復し得ること。
 - ・アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気づくことができるよう、アルコール依存症の初期症状・適切な対応等についての情報を発信

すること。

3 健康診断及び保健指導

<現状と課題>

- アルコール健康障害を予防するためには、飲酒による精神的または身体的な健康問題等に早く気づき、専門の医療機関への相談や治療を開始することが重要です。
- 厚生労働省が示す「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30年度版】（平成30年4月）」においては、保健指導実施者は生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者に対し、アルコール使用障害スクリーニングテストや減酒支援を実施することが推奨されています。

<取組みの方向性>

アルコール健康障害に対して早期に介入できる人材の育成・確保などの体制整備を行います。

<具体的取組>

- 市町や石川産業保健総合支援センター等と連携し、職場、地域、保健医療サービスなどあらゆる場面で、アルコール関連問題の早期発見と適切な介入ができるよう、研修会の開催などに努めます。

4 アルコール健康障害に係る医療の充実等

<現状と課題>

- アルコール健康障害に関する対策については、これまで医療においてはアルコール依存症の対策が中心に進められてきました。しかし、アルコール依存症に至ってからの治療、回復には多くの労力を要することから、より早期の段階から介入していくことが必要です。
- 本県のアルコール依存症の生涯経験者数は約9,900人と推計されますが、アルコール依存症の入院患者数は250人程度、外来患者数は800人程度であることから、アルコール依存症者の多くが専門治療を受けていない可能性があることが推測されます。

○アルコール依存症は精神症状以外に身体症状を引き起こすことから、内科医等のかかりつけ医や救急を受診していることが多いと考えられます。アルコール依存症が疑われる者を適切な治療に結び付けるため、一般医療機関と精神科医療機関との連携の推進が必要です。

○第7次医療計画において、アルコール依存症を含む依存症の「県連携拠点医療機関^{*1}」を3箇所、「地域連携拠点医療機関^{*2}」を7箇所選定しています（平成31年4月1日現在）。

※1 県連携拠点医療機関…依存症に対する専門的入院医療の提供、地域精神科医療機関への相談支援、困難事例に対する助言を行う。

※2 地域連携拠点医療機関…依存症の診断、専門医療の提供、依存症に対する回復プログラム等を実施する。

<取組みの方向性>

アルコール健康障害を有する者やその家族が、早期に専門的な相談・治療に結びつくよう、かかりつけ医等と専門医療機関との連携を促進するとともに、アルコール依存症者が適切な医療を受けられるよう、治療等の拠点となる専門医療機関を選定します。

<具体的取組>

○かかりつけ医（内科医）等に対し、アルコール健康障害に関する研修会や、専門機関との連携会議を開催し、アルコール依存症が疑われる者を早期に適切な医療に結び付けるための連携体制の構築に努めます。

○国の基準を満たし、アルコール依存症患者に対して適切な医療を提供することのできる専門医療機関を1箇所以上選定します。

○依存症の専門的入院医療の提供ができる県連携拠点医療機関や、依存症に対するプログラム等を実施している地域連携拠点医療機関等の情報について、県ホームページ等で情報提供します。

5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

<現状と課題>

○飲酒運転を繰り返す者は、その背景にアルコール健康障害の問題がある可能性があり、またアルコール依存症は自殺の危険因子の一つであることが指摘されています。

さらに、飲酒の結果、理性の働きが抑えられることによる暴力との関係、身体運動機能や認知機能が低下することによる様々な事故との関連も指摘されています。

- 運転免許取り消し処分者講習の受講者を対象とした複数の調査で、飲酒運転で検挙された者のうち、3割程度の者にアルコール依存症の疑いがあったことが報告されています。

※飲酒と運転に関する調査結果報告書（（独）国立病院機構久里浜アルコール症センター、神奈川県警）2008

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の保護命令違反者を対象に行われた研究^{※1}では、飲酒に関する問題を有していた者が約4割であり、また、受刑者を対象に行われた研究^{※2}では、調査対象受刑者に占める多量飲酒者の割合は23.3%となっています。

※1 法務総合研究所研究部報告（配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究）2008

※2 法務総合研究所研究部報告（飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合研究）2011

＜取組みの方向性＞

アルコール健康障害に関連して飲酒運転、自殺未遂、暴力、虐待等をした者やその家族に対し、適切な治療や支援を行います。

＜具体的取組＞

- 飲酒運転により運転免許取消処分等講習を受講する者に対し、アルコール依存症スクリーニングテストの実施やアルコール依存症が疑われる者に対する医療機関の紹介や相談等を実施します。
- アルコール依存症は自殺の危険因子であり、自殺を予防する観点から、アルコール関連問題の啓発等の自殺対策事業を推進します。
- アルコール関連問題により、暴力、虐待等の問題を起こした者又はその家族に対して、関係機関が連携し、相談や自助グループ等の行う節酒・断酒に向けた支援・専門医療機関につなぐための取組を推進します。

6 相談支援等

＜現状と課題＞

- こころの健康センターや各県保健福祉センター、金沢市福祉健康センターにおいて、アルコールに関する相談を行っており、平成30年度の相談件数は延351件となっています。

- 平成28年度の内閣府のアルコール依存症に対する意識に関する世論調査では、相談できる場所として知っているものとして、北陸地域では、多い順に、「医療機関（病院や診療所）」（70.0%）、公的機関（精神保健福祉センターや保健所）」（31.3%）、「特になし」（11.3%）、「わからない」（11.3%）という結果となっています。このことから、本人やその家族がどこに行けばよいかかわからず、適切な相談や治療等が受けられない場合があると考えられます。

＜取組みの方向性＞

相談から治療、回復支援に係る機関の情報共有と連携の促進を図ることにより、アルコール健康障害を有する者とその家族が適切な支援が受けられる体制を整備します。

＜具体的取組＞

- アルコール健康障害を有している人とその家族が、わかりやすく気軽に相談できるよう、こころの健康センターを相談拠点として、各保健福祉センター等を地域の相談窓口として、県民に広く周知します。
- こころの健康センターや各保健福祉センター等において、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携を図り、適切な支援を行います。
- 当事者や家族の負担軽減につながる支援の在り方について理解を深めるために、関係機関の連携会議等を開催します。
- こころの健康センターや保健福祉センター等において、アルコール依存症者の家族がアルコール依存症についての正しい知識や当事者への上手な関わり方を学ぶことができる家族教室等を開催します（再掲）。

7 社会復帰の支援

＜現状と課題＞

- 平成28年度に内閣府において実施された「アルコール依存症に対する意識に関する世論調査」の北陸地域の結果では、「断酒を続けることにより、依存症から回復する」ことを知っている者は17.5%にとどまっており、アルコール依存症の正しい知識と理解の普及が十分ではありません。
- 平成28年度からこころの健康センターにおいて、薬物・アルコール依存症の者を対象として、依存症回復プログラム（いしかわ〜ぷ）を実施しています。

＜取組みの方向性＞

アルコール依存症が回復する病気であること等、アルコール依存症に対する理解をすすめる、就労や復職における必要な支援を行います。

＜具体的取組＞

- こころの健康センターにおいて、依存症回復プログラム（いしかわ〜ぷ）を実施し、アルコール依存症者が必要とする援助を行います。
- こころの健康センターや各保健福祉センター等の関係機関において、自助グループ等の回復に役立つ社会資源情報について周知を図ります。
- アルコール依存症について理解を深め、正しい知識を身に付けられるよう以下の2点に重点をおいて啓発を行います（再掲）。
 - ・アルコール依存症は、飲酒を続けていけば誰もがかかりうる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患の一つであること、治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復し得ること。
 - ・アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気づくことができるよう、アルコール依存症の初期症状・適切な対応等についての情報を発信すること。

8 民間団体の活動に対する支援

＜現状と課題＞

- 県内では断酒会をはじめとする自助グループ等が精力的に活動しており、当事者が断酒を続けるための定例会や研修会等が開催され、アルコール依存症の回復において重要な役割を担っています。

＜取組みの方向性＞

- 自助グループや民間団体と連携し、アルコール健康障害をもつ者やその家族に適切な支援を行います。

＜具体的取組＞

- こころの健康センターや保健福祉センター等において、自助グループを地域の社会資源として活用し、地域の実情に応じて、それぞれの団体と連携した取組や、団体の活動に対する必要な支援を推進します。
- 自助グループの活動の周知に協力し、回復支援における自助グループの役割について啓発します。
- こころの健康センターや各保健福祉センター等の関係機関において、自助グループ等の回復に役立つ社会資源情報について周知を図ります（再掲）。

9 人材の育成（具体的な取組み1～8に掲げる項目を再掲）

＜取組みの方向性＞

アルコール健康障害の発生、進行、再発を予防するため、人材の育成と確保を行います。

＜具体的取組＞

- 学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員を対象とした健康・安全に関する講習会等を通じて、アルコールによる心身の発育への影響や指導方法等について周知します（再掲）。
- 市町や石川産業保健総合支援センター等と連携し、職場、地域、保健医療サービスなどあらゆる場面で、アルコール関連問題の早期発見と適切な介入ができるよう、研修会の開催などに努めます（再掲）。
- かかりつけ医（内科医）等に対し、アルコール健康障害に関する研修会や、専門機関との連携会議を開催し、アルコール依存症が疑われる者を早期に適切な医療に結び付けるための連携体制の構築に努めます（再掲）。
- 当事者や家族の負担軽減につながる支援の在り方について理解を深めるために、関係機関の連携会議等を開催します（再掲）。